

青木健議員に対する議員辞職勧告決議

選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正を内容とする公職選挙法の一部改正法が平成18年11月1日から施行され、これを受け、真鶴町は、「真鶴町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱」第9条で、閲覧は、読取り又は筆記に限り認めるものとし、同条第2項で、複写機又はハンドコピー機による複写を認めないと定めているが、青木健議員は、当時、真鶴町長の職にあり、このことを十分に認識する立場にあった。

また、青木健議員は、選挙人名簿抄本の不正コピー及び住民基本台帳より不正に抽出された情報の提供を受けた際、これらが違法行為にあたることを認識しており、本来であれば、そのことを選挙管理委員会や警察等の機関に通報すべきところ、自らの判断により提供された情報を焼却処分した。

真鶴町議会は、平成24年3月5日に自ら制定した真鶴町議会基本条例において、議員の政治倫理について、「議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。」とし、「議員は、真鶴町議会政治倫理条例を規範とし、遵守しなければならない。」と定めている。

また、議員が行動の規範とする真鶴町議会政治倫理条例では、「議員は、町民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、町民の信頼に値する倫理性及び高潔性の保持に徹し、並びにその使命の達成に努めなければならない。」と定めており、町民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうおそれのある行為をしないこととしているが、青木健議員は、真鶴町長として、真鶴町議会基本条例及び真鶴町議会政治倫理条例の内容を十分に認識する立場にあった。

青木健議員の一連の行為は、真鶴町議会基本条例及び真鶴町議会政治倫理条例に反し、町民の疑惑を招き、町行政、町議会への信頼を著しく失墜させたものであり、議員辞職を求める声が町役場や町議会議員にも寄せられている。

よって、真鶴町議会は、青木健議員が今回の行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人として自らの責任を痛感し、直ちに真鶴町議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年11月30日

真鶴町議会